1 目 的

本県は、平成29年3月24日付け、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷規制等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、栽培・飼養管理が可能な品目 (農産物等)について検査対象自治体から除外されたところであるが、本県では優れた農産物の輸出を積極的に推進する中、未だ一部の諸外国・地域によっては検 査証明などの規制があるため、引き続き、主要農産物について放射性物質検査を実施する。

2 基本的な考え方(品目の選定方法、地域の選定等)

- (1)検査する品目については、台湾など主要な外国へ出荷を想定している農産物を対象とする。
- (2)対象となる農産物は、平成29年度まで全ての品目で不検出であったことから、生産状況、出荷時期、地域性を考慮しながら、原則として品目ごとに1検体を 主要な産地からサンプル採取する。
- (3)検査時期は、各品目の出荷開始前から出荷初期段階の時期とする。
- (4)検査の結果は、県ホームページ等で随時公表する。
- (5)検査の結果、厚生労働省が定める規制値を超えた場合、県は出荷団体等に対し、当該品目の出荷の自粛を要請する。

表1 月別検査品目、点数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
検査品目数 (下表)	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	6品目
検査点数	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	6 検体

表2 検査品目・品種等

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小 計
果実類				ŧŧ	ブドウ		カキ						4品目
				スモモ									4 検体
野菜類													
穀類					小麦		*						2品目 2検体
肉·乳製品類													
その他													

6品目 6検体